

令和 7 年 6 月 10 日

プロポーザル実施に関する質問書への回答書

豊田市農産物ブランド化推進協議会

○質問項目：仕様書 5 業務内容

- ・ **質問内容**

既存輸出国及び品目というのは、「シンガポール・香港・タイ」及び「梨・桃」ということで良いのでしょうか。

- ・ **回答**

記載いただいた輸出国及び品目に相違はございません。

- ・ **質問内容**

既存の輸出先商社様に無償にて、ウェブ会議の参加等ご協力をお願いすることが可能なのでしょうか。

- ・ **回答**

無償にて対応いただけるとのことです。

- ・ **質問内容**

部会について、オンラインでの参加でも問題ない、ということでしたが、とは言え一度は皆さんとお顔合わせをしたいと思いますので、例えば最初のキックオフ、または中間報告のどちらか 1 回は訪問、という形でもよろしいでしょうか。

- ・ **回答**

部会の開催形式に関して、対面での実施回数に特段の制限はございません。必要に応じて、オンラインまたは対面にて柔軟に実施していただければと考えております。

- ・ **質問内容**

輸出推進検討部会は、愛知県豊田市での開催でしょうか。オンラインで参加することも可能なのでしょうか。

- ・ **回答**

輸出推進検討部会の開催は、愛知県豊田市です。開催方法に関しては、必要に応じて、オンラインでの開催も可能です。オンラインまたは対面にて柔軟に実施していただければと考えております。

- ・ **質問内容**

部会の開催回数について、戦略等について早期の段階で結論が出た場合は、部会はそれ以降開催しなくても良いでしょうか。（部会の開催は戦略策定に向けた話し合いと認識しております。）

- ・ **回答**

戦略等について早期に方針が決定した場合、その後の部会開催については、戦略策定に向けた議論の場としては継続する必要はありません。

しかしながら、戦略策定の進捗報告や成果物の共有・確認の場としては、必要に応じて開催していただきたいと考えております。

○質問項目：仕様書 6 成果物

- ・ **質問内容**

NO.2 に記載の「豊田市農産物輸出推進戦略 本編、概要版」とは戦略策定の資料とは別物なのでしょうか。

- ・ **回答**

NO.2 に記載の「豊田市農産物輸出推進戦略 本編、概要版」とは仕様書 5 業務内容（3）の「豊田市農産物輸出推進戦略」を指します。

- ・ **質問内容**

「豊田市農産物輸出推進戦略」は本編・概要編の提出が必要とのことですが、それぞれページ数、用紙サイズ、縦書きや横書き、フォント数など、形式に指定はありますか。また、デザインも作成する必要があるのか、Word文書などでの作成で良いのか、どちらでしょうか

- ・ **回答**

「豊田市農産物輸出推進戦略」の本編・概要編について現時点で形式に指定はありませんが戦略策定に向けて開催する輸出推進検討部会にて詳細を詰めていきたいと考えています。なお、デザインの作成の必要はなく、Word文書などでの作成で構いません。

- ・ **質問内容**

「商品提案書」と販促物の「企画書」の違い、それぞれがどのようなものを指しているのかを教えてください。「商品提案書」は事業者などの toB 向け、企画書を含む「販促物」は toC 向けという認識でよろしかったでしょうか。

また、商品提案書、企画書、パンフレットそれぞれに、ページ数等指定はございますでしょうか。

- ・ **回答**

記載いただいたとおり「商品提案書」は事業者などの toB 向け、企画書を含む「販促物」は toC 向けの成果品を指します。

また、上記成果品のページ数やサイズ等に関する規定はございません。商談会や販売イベント等で効果的に活用できるような成果品をご提案ください。

- ・ **質問内容**

販促物について、サイズ等に関する規定はございますか。

- ・ **回答**

上記に記載のとおり、サイズ等に関する規定はございません。商談会や販売イベント等で効果的に活用できるような販促物をご提案ください。

- ・ **質問内容**

商品提案書について、CD-R での提出は必須でしょうか。

- ・ **回答**

仕様書に記載のとおり、CD-R をはじめとする電子媒体で提出をお願いいたします。

○質問項目：仕様書 7 再委託の禁止

- ・ **質問内容**

海外市場調査については、国によっては現地パートナーに委託し、調査を依頼することがあることがあります。これは再委託の禁止に該当しますか。

禁止に当たらない場合は、書面により承認を得る必要がありますか。

- ・ **回答**

再委託の禁止に該当しません。

また、再委託の承認を必要としない資料の収集、収集資料の整理の一部と捉えるため承認を得る必要もありません。

○質問項目：プロポーザル実施要領

- ・ **質問内容**

（４）企画提案書類の提出

ウ 記載項目 ①業務経歴

従事したことがわかる書類の写し等とありますが、具体的にこういった書類を提出すればよろしいでしょうか。従事した事業の詳細を列挙させていただければ良いのか、または契約書等の写しを提出すれば良いのでしょうか。

- ・ **回答**

実施要領に記載のある業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、業務担当者等事業の詳細を列挙いただければ構いません。

- ・ **質問内容**

実施要領 7（4）エによると、提案書の提出は郵送または持参であると思いますが、様式 4-1 に「ただし、ご提出いただく電子データは、ワード（.docx）、エクセル（.xlsx）、パワーポイント（.pptx）、P D F（.pdf）のいずれかとしてください。」と記載がございいます。電子データは何を、いつまでに、どのように提出すればよろしいでしょうか

- ・ **回答**

電子データは、紙の提案書と同様に、6 月 19 日（木）午後 5 時までに電子メールにて事務局へご提出ください。なお、提出の際のデータ形式は様式 4-1 に記載のある形式のいずれかにてご提出ください。
